

議案第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年度瑞穂町一般会計補正予算（第5号）

平成30年1月5日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

平成29年度瑞穂町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度瑞穂町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第1条 継続費の変更は、「第1表継続費補正」による。

平成30年1月5日専決

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

第1表 継続費補正
変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設事業	千円		千円	千円		千円
			4,212,827	平成29年度	507,751	4,212,827	平成29年度	507,751
				平成30年度	3,386,103		平成30年度	1,530,818
				平成31年度	318,973		平成31年度	1,713,804
			平成32年度	460,454				

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

変更

款	項	事業名	全 体 計 画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一 般 財 源
					特 定 財 源			千 円							
					国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他								
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
2	総務費	1 総務管理費	新庁舎建設事業	平成29年度	507,751	44,835	380,000	80,000	2,916			507,751	507,751		12.1
				平成30年度	1,530,818	265,082	900,000	365,000	736					1,530,818	36.3
				平成31年度	1,713,804	271,228	1,000,000	442,000	576					1,713,804	40.7
				平成32年度	460,454			400,000	60,454					460,454	10.9
				計	4,212,827	581,145	2,280,000	1,287,000	64,682			507,751	507,751	3,705,076	100.0